

を認知しておらず⁴⁾、深刻な問題を抱える保護者ほど支援に拒否的なことが多いこと⁵⁾が指摘されており、生活困難を抱える保護者が相談しやすい体制が求められる。

保護者の相談のしやすさに関する先行研究では、保育所等を利用する保護者が保育者に相談するかどうかは、①保育者が保育の専門性を有しているかどうか、②保育者が他の専門機関に照会してくれるかどうか、③保育者が相談援助に関する専門性を有しているかどうか、④保育所等に相談する時間や場があるかどうか、をもとに決定する傾向にあった⁶⁾⁷⁾⁸⁾。また、鶴と中谷、関川は、保護者が保育者に相談する条件として、①日常的な保護者へのアプローチ、②信頼される保育所運営、③地域の交流、④保育士としての行動特性、⑤敷居の低い相談対応、⑥相談場所であることの周知、⑦対人援助技術の活用、⑧相談内容に応じた具体的対応、の8つの条件を明らかにした⁹⁾。これらから保育者が行うべき内容や姿勢等が示唆されたが、これらは保護者の立場からみた相談しやすい条件であり、保育者がどのような姿勢で生活困難家庭への支援を実施しているのかは明らかにされていない。

(2) 子ども家庭支援において求められる保育者の姿勢

保育者を含め、ソーシャルワーカー等の対人援助職は、専門職としての価値や倫理、支援や援助の原理・原則に基づいて支援を実施する。ここでいう価値とは、「その専門職が『何を目指しているのか、何を大切にするのか』という信念の体系」¹⁰⁾であり、倫理とは「価値を実現するための『現実的な約束事・ルール』の体系」¹¹⁾である。そして、原理とは「援助を展開する際に基礎となる本源的・本質的なもの」¹²⁾で、原則とは「原理から導き出され、援助関係の多くの現象に適応可能な共通の法則」¹³⁾をいう。価値と原理の関係については、「基本的な『価値』が具体的な実践レベルにおいて『原理』として把握され、さらに技術的・手続的な『行動原則』へと具体化する」¹⁴⁾と説明されている。以上のことから、対人援助職の姿勢とは、各専門職の価値・倫理、原理・原則に基づいた支援における心構えや態度といえるだろう。

保育者の専門職としての価値としては、全米乳幼児教育協会（National Association for the Education of Young Children ; NAEYC）の倫理綱領である Code of Ethical Conduct and Statement of Commitment（以下、「NAEYC 倫理綱領」と表記）に示されている¹⁵⁾。そこでは、保育者が有すべき価値として、①人間のライフサイクルの中で、ユニークで価値ある時期として子ども期を正しく認識する、②子どもはどのように発達し学習するかに関する知識を我々の職務の基礎とする、③子どもと家族の絆を正しく認識し支援する、④子どもは家族、文化、地域、社会の文脈の中で最もよく理解され支援されることを認識する、⑤一人ひとりの個人（子ども、家族成員、同僚）の尊厳、価値、独自性を尊重する、⑥子ども、家族成員、同僚の多様性を尊重する、⑦信頼と尊重を基盤とした関係を背景にして子どもも大人もその可能性を最大に発揮することを認識する、を挙げている。

全国保育士会倫理綱領においては、その価値が明確ではないが、前文から①子どもの尊重、②変化の可能性の尊重、③専門的力量的価値が読み取れると指摘されている¹⁶⁾。また、鶴は保育者を対象とした調査から、保育者の専門職としての価値として、①子どもの尊厳、②子どもの変化の可能性、③子どもと保護者の利益、④他者への貢献、⑤無害の意識、⑥専門性の発揮、⑦誠実さ、⑧組織内の連携・協働を抽出している¹⁷⁾。保育士の保育や子育て支援の原理（行動原理）については、前述の全国保育士会倫理綱領において、①子どもの最善の利益の尊重、②子どもの発達保障、③保護者との協力、④プライバシーの保護、⑤チームワークと自己評価、⑥利用者の代弁、⑦地域の子育て支援、⑧専門職としての責務、という8つが示されている¹⁸⁾。

このような価値や原理等に基づく保育者の保育や子育て支援における姿勢があるわけだが、子育て

支援（保育相談支援）における保育者の姿勢として、橋本は、①保護者自身の力を信じる姿勢、②受容、傾聴、共感の姿勢、③親としての自信を信じる姿勢、④協力する姿勢、を挙げている⁽¹⁹⁾。さらに橋本は、保育所保育指針を読み解き、子育て支援における保育者の価値として「保護者との対等な関係」と「主体者としての子どもと親」を抽出し、そのうえで、保育者の基本姿勢として、①受容と自己決定の尊重、②子どもの最善の利益の重視、③保護者とともに子どもの成長を喜び合う、④保護者の養育力向上に資する支援、⑤他の社会資源との連携・協力、⑥プライバシーの保護と秘密保持を挙げている⁽²⁰⁾。

さらに、子育て支援や子ども家庭支援における保育者の姿勢として紹介、あるいは援用されることが多いのは、ソーシャルワーク領域における代表的な原則の「バイステックの7原則」である⁽²¹⁾。この原則は、ソーシャルワーカーがクライアントと援助関係を築く上での原則が示されており、①個別化、②意図的な感情表出、③統制された情緒的関与、④受容、⑤非審判的態度、⑥自己決定、⑦秘密保持、の7つの原則である。

このように保育者の価値や原理、子育て支援における姿勢等は明らかにされており、保育者が生活困難家庭への支援を実施する際もこれらの姿勢が基盤にある。しかし、生活困難家庭への支援において、特に求められる姿勢や独自のそれがあるのかは明確ではない。そこで本稿では、生活困難家庭の支援における保育者の姿勢を明らかにするとともに、子育て支援におけるそれとの違いがあるのかを明らかにすることを目的とする。

2. 研究方法

(1) 調査対象

積極的に生活困難家庭への支援を行っている保育所等を対象とし、半構造化面接法を用いたグループインタビューを行った。大阪府社会福祉協議会（以下、府社協）に、過去に生活困難家庭への支援を行った経験があり、積極的に支援を実施していると思われる保育所等の選定を依頼し、調査協力の承諾を得た9園を調査対象園とした。府社協に依頼したのは、府社協保育部会が長年地域貢献支援員（通称：スマイルサポーター）の養成研修を実施し、複合的な課題を抱える世帯のワンストップ相談・支援に取り組んでいるからである⁽²²⁾。

本調査で明らかにしたい内容は、組織体制も含めた介入プロセスであったため、組織内のそれぞれの立場の職員からデータを収集する必要があると思われた。よって調査協力者として、施設長（園長）、主任保育士・主幹保育教諭、及び困難事例に最も密接にかかわった保育者等に同席を求めた。対象の9園すべてが社会福祉法人立であり、うち7園が幼保連携型認定こども園、2園が保育所であった。各園2～5名の参加があり、対象者は合計26名となった。職階は、理事長1名、園長9名、元園長1名、副園長1名、主任（主幹）8名、担任5名、配慮児対応1名であった。保育実践経験は、なし2名（ただし、園長歴5～10年と10～20年）、5～10年4名、11～20年9名、21～30年9名、31年以上2名であった。

(2) データ収集方法

各園2～5名の対象者に対して調査者1名が半構造化面接を行った。面接調査のデータは同意を得てICレコーダーで録音し、逐語録にした。面接調査時には、過去に直面した深刻な生活困難事例1つについて①介入前の状況、②介入に至るまでのプロセス、③介入のタイミングの判断、④事例に関する情報共有と介入プロセス、⑤介入への評価、さらに介入に関する考え方として⑥深刻な事例に対す

る介入の必要性に関する考え方、⑦介入の際に大切にしたいこと等を質問した。なお、本研究の分析対象は⑦の「介入の際に大切にしたいこと」である。逐語録は全部で A4 用紙 457 ページ、約 32 万字となった。調査は 2020 年 3～7 月に実施した。

(3) 倫理的配慮

調査実施前に依頼文と研究計画書を送付し、研究の趣旨、目的、個人情報扱い等について事前に周知した。調査開始前に文書と口頭で説明し、研究協力に関する同意を得た。データの録音及び保管について調査協力者に説明し承諾を得た上で IC レコーダーに録音した。調査実施にあたっては、神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究倫理審査委員会で承認を得ている。

(4) 分析方法

KJ 法⁽²³⁾を参考に、以下の手続きをとりながら分析を行った。

- 1) IC レコーダーに録音した内容をすべて起こし、逐語録を作成した。
- 2) 第一筆者が逐語録を読み込み、インタビュー内容の「生活困難家庭への介入の際に大切にしたいこと」に該当する文書セグメント（意味のまとまりごとに分割）を抽出した。
- 3) 抽出された文書セグメントは、意味内容の類似性に基づいて分類し、それぞれ表札を付帯した。その際、全ての表札と文書セグメントの記述を総覧し、表札と記述の整合性を確認した。
- 4) 全ての表札を意味内容の類似性に着目してさらに分類を行った。

これら一連の分類作業は、第一筆者が 3 段階にわたって実施した。分類作業の実施後、第二筆者を加えて、再度文書セグメントを見直して修正を行い、さらに修正したものを全筆者で見直して修正を行った。

結果の整理にあたって、1 段階目で分類されたものを小項目と呼び〈 〉で示す。2 段階目で分類されたものを中項目と呼び [] で示す。3 段階目で分類されたものを大項目と呼び【 】で示す。

3. 結果

逐語録から合計 139 の文書セグメントが抽出された。1 段階の分類で 73 の小項目が形成され、2 段階の分類で 22 の中項目が形成された。3 段階の分類で【人権の尊重】、【保護者に対する敬意】、【受容・共感的態度】、【保護者の力に対する信頼】、【自己決定の尊重】、【つながり維持のための努力】、【最善の対応の模索】、【潜在的課題への意識】の 8 の大項目が形成された。表 1 は大項目から小項目の一覧である（小項目の括弧の数字は該当する項目に含まれる数である）。なお、以下のイタリック体は保育者の語りの内容で、「…」は中略を表している。

(1) 人権の尊重

保育者は生活困難に陥っている親子の生存権や幸福追求権等の人権を大切にしたり、園内においては同僚の人権を大切にしたりする [人権尊重] の姿勢で支援に臨んでいることが浮かび上がった。

- ・幸福追求権みたいな感じですよ。幸福追求権というか、幸せをどう願っていかってということなんじゃないんですかね。
- ・やはり「人権尊重」というところを重んじるというのは、園児だけではなくて、職員のキャリアパスは職員の人権尊重も要りますし、1 時間休憩しようと思ったら IT 化も進めないといけないし、保護者の自己実現のマズローの頂点も必要だし。

表1 生活困難家庭への支援における保育者の姿勢

大項目	中項目	小項目
人権の尊重	人権尊重	子どもや関係者の人権尊重
		保護者の人権尊重 (2)
	子どもの最善の利益の尊重	子どものよりよい育ちの重視
		子どもの命の最優先 (2)
		子どもの幸せの願い (3)
保護者に対する敬意	保護者とのパートナーシップ	同じ目線での会話
	人格の尊重	保護者との対等な関係性 (2)
	自尊心の尊重	保護者の人格の尊重
		保護者の自尊心の尊重 (5)
受容・共感的態度	受容・共感	傾聴 (7)
		受容 (3)
		共感 (5)
		ねぎらい (2)
		生活背景の理解
	保護者の気持ち・思いの尊重	裏切りに対するあきらめ
		保護者の気持ちの配慮
		保護者の気持ちの尊重
		保護者の思いの汲み取り
		保護者の自己肯定感の尊重
保護者の力に対する信頼	保護者の力への信頼	「子どものために」の思いへの着目
		保護者ができることの認識
		頑張りへの承認 (3)
	問題の肯定的な捉え直し	保護者ができることの見守り
		生き抜く力の支持
		問題の肯定的な捉え直し
変化の可能性への信念	保護者の変化の期待	
	保護者は変わるという信念 (2)	
自己決定の尊重	自己決定の尊重	子育て・生活の主体の認識の促し
		問題の自己認識の促し (3)
		保護者の自己判断の支持
		保護者の意向の尊重
		保護者の選択の尊重
		気懸に話せる相手
つながり維持のための努力	身近な話相手としての役割意識	安心感を与える存在
		保護者への寄り添い (4)
		子どもを話題とする会話 (2)
		子どもとの会話の活用
		園の子どもの様子の伝達 (2)
		保護者へのこまめな声かけ (2)
		普段の関わり
		保護者と話すきっかけづくり (3)
		日々の関係構築
		励まし (4)
	保育者自身の生活実態の開示 (3)	
	秘密保持の保証	秘密保持の保証
	関心の提示の努力	気遣いのサイン (4)
支援としてどこまで踏み込むかの見極め	関わりをあきらめない	
最善の対応の模索	最善の対応の模索	支援としてどこまで踏み込むかの見極め
	最善の対応	近い言葉ない対応 (3)
	できること・できないことの見極め	最善の行動 (3)
	先を見通した関わりの考慮	最善の対応
		園でできること・できないことの見極め
		園内での役割分担の意識 (2)
		見通しをもった関わり (2)
	複眼的思考の徹底	最悪の事態を想定した関わり
対応のためのシミュレーション		
親子のしんどさを見越した関わり		
早期の介入 (2)		
潜在的課題への意識	親子の変化・サインへの意識	複数の目による親子理解 (3)
		複数の保育者の価値観に基づく判断
		職員間の相談に基づく保護者対応 (4)
		些細なことの情報共有
		子どもの異変の察知 (4)
		子どものサインの察知
		親子の異変の察知 (2)
		親子の気になることの察知
	親子のわずかな変化の察知 (4)	
	保護者に対する違和感の気付き	
保護者の変化の察知		
保護者への違和感の察知		
問題の察知		
生活基盤への着目	生活基盤への着目 (3)	

生活困難家庭の支援においても、子どもの幸せ、成長発達や福祉が最も大切にされるものであることが確認された。園や保育者は、＜子どもの命の最優先＞を考えながら行動するとともに、＜子どもの幸せの願い＞、＜子どもの豊かな育ちの保障＞、＜子どものよりよい育ちの重視＞の姿勢で支援に臨むという「子どもの最善の利益の尊重」を常に念頭においていた。

- ・「子どもがご飯を食べられなくなる」って思ったので。お父さんももう鬼気迫った感じで、やつれて無精ひげで来ていたので、「あかん。これは、子どもの命に関わる」と思ったので、もう迷わず電話しましたね。
- ・ここにいる間、この6年間は子どもたちにとっては幸せな場所にしてあげたいなというのがあ
る…家は地獄でも、園は先生が優しくて、おいしいご飯が食べられて、楽しい遊びがあって、
お友達がいてという世界でないといけないのかなと思うので。

(2) 保護者に対する敬意

保育者は、＜保護者との対等な関係性＞や＜同じ目線での会話＞を意識することで、[保護者とのパートナーシップ]に基づく関係形成の姿勢で、保護者と協力して生活困難を解決に臨んでいた。

- ・相手の方によっては同じくらいの位置で話もしてあげないと。
- ・…私とお母さんは、保育士と保護者という関係だけですよね。お友達の付き合いというか、おしゃべりはしていましたけど。それを、助けてもらう人、助けてあげる人という、この人間関係がたぶんお母さんはすごく嫌だったのかなと。想像ですけど。

そして、保護者の人間性や立場にかかわらず一人ひとりの保護者の人格やプライドを大切にし、傷つけないという「人格の尊重」、[自尊心の尊重]の姿勢で保護者に接することで信頼関係を築いていた。

- ・相手がどんなに子どもにむちゃしていたり、乱暴していたり、礼儀のない状態がある人であろうが、どの人であろうが、その人の人格をばかにしたり傷つけるのではなくて…。
- ・お父さんと向き合うときでさえ、お父さんのプライドを傷つけないということは常に頭にあります。

(3) 受容・共感的態度

保育者は、保護者の話を＜傾聴＞し、保護者の思いや悩みを＜受容＞し、＜共感＞や＜ねぎらい＞、等によって保護者に寄り添っていた。一方で、保護者に裏切られても仕方がないという＜裏切りに対するあきらめ＞の姿勢を有し、そのことをも受け入れる姿勢で保護者に関わっていた。これらの「受容・共感」は、保護者の困難な立場や状況、困難に至るまでの経緯（保護者の背景）を理解することにつながる。

- ・数カ月たったものを誰かに聞いてもらうことによって……。 「お母さん、頑張っているじゃない」って、そう伝えるだけでまたお仕事に行かれるので、深く介入しなくても……。聞いてあげるしかないものね。
- ・相手の話を聞いて共感する。それだけはもう絶対にやっているんです。「ああ、そうやったん。お母さん、そんな嫌なことあったん。ごめんなさいね。担任の先生はそんなつもりで言ってるんじゃないやけどね」というのがクレームのパターンで、地域の家庭支援なんかでも、赤ちゃん訪問なんかで、お母さんが「こういうところがしんどいんです」と言ったら、「ああ、そうで

したか。お母さん、ほんとしんどかったね」って共感する。

保護者は自分自身の抱える困難ゆえにネガティブな気持ちになったり、自分自身を責めたりしているが、保育者は「保護者の気持ち・思いの尊重」によって、そのような気持ちを認め、受け止めていた。

- ・お母さんたちは、「こんなだから自分は駄目」とか、「こんなやったら子育てが」とかかってなるじゃないですか。でも、「それでいいんですよ。常に考えているということがいいんですよ」って。

(4) 【保護者の力に対する信頼】

保護者がどのような状況であろうとも「変化の可能性への信念」という、保護者の変化や成長、向上の可能性に対する信念を有して保護者に関わっていた。

- ・…個別対応というものを徹底的にしていけば、どんな親も、自分の子どものことを見てくれているとか、このことつかんでくれていると分かれば、必ず変わってくれるという、その信念のもとで「一人ひとり大切に」と常に言っているんです。
- ・例えば園外保育行きます、遠足行きます。「お父さん、お弁当大丈夫かな」みたいな。それなりにお父さんも、年に何回もなかったんですけども、子どもに対しては一生懸命されていたので、私たちも「お父さん、頑張っているね」という応援…。

また、保育者は、保護者の「子どものために」の思いへの着目や「保護者ができることの見守り」等といった「保護者への力の信頼」の姿勢を有するとともに、さらに、保護者の抱えている問題をネガティブに捉えるのではなく、逆に、積極的に家族の幸せのために利用しようという「問題の肯定的な捉え直し」の姿勢で支援に臨んでいた。

- ・お母さんたちに、あれもこれもってやけになるのではなくて、できることがある。そのお母さんたちでできることの1つは、もう子どもが目の前にいるってことじゃないですか。
- ・心の支えは必要だけれど、支えにはならないといけないかもしれないけれども、やろうと思ったら頑張れる人だったら、子育てと一緒に、やっぱり自分でできるだけのことをできて褒めてあげたいでしょう。保育の中では全部先々回ってやってしまったら育ちにならないから、やらせてみて、褒めてあげて、大きくしてあげたい。お母さんに対しても同じような思いというのがありますね。だから、できることだったら、やってみて「わあ、すごいね。こんなことして、すごいね。お母さんが上手に縫いはったんやね」というふうに褒めてあげられるように持っていきたいから、そこはもう支援じゃないかなって（支援を行っているということ：筆者注）。

(5) 自己決定の尊重

保育者は、子育てや生活の主体は保護者であることを認識し、支援していることが浮かび上がった。保育者は、保護者が子育てや生活の当事者であることを自覚できるように、＜子育て・生活の主体の認識の促し＞や＜問題の自己認識の促し＞の姿勢で関わっていた。

- ・「あなたが自立して、あなたの家族が、子どもさんが、その家庭が自立していくためのもの。だから、受けて恥ずかしいものでもないけど、受けないと損というものではなくて、あなたの家庭がうまく成立していくためのお手伝いという認識でいてね。できる限りのことは私もするか

らね」というふうな態度というか姿勢。それは必要なのかなと、うまく言えませんが、そんな感じはします。

そして、＜保護者の自己判断の支持＞の姿勢によって、保護者が自己判断や自己選択できるまで寄り添い、保護者の決断に対しては、＜保護者の意向の尊重＞や＜保護者の選択の尊重＞の姿勢で関わっていた。

…やっぱりお母さんが自己判断、自己決断ができるまで寄り添う記録だから、場合によったら、組織を教えたりする。「そうか。お母さん、警察にこういうの言えるよ」とか、「市役所だったらこういう窓口があるよ。一緒に行こうか」とか、「ここで話をというのじゃなくて、もう少しお母さんの安心材料のあることがあるよ」とか、そういうふうに促したり。

(6) つながり維持のための努力

保育者は、親子との関係を維持するために、また、親子と関係が切れないように日頃から保護者にこまめに関わる姿勢を保っていた。保育者は[身近な話相手としての役割意識]をもって保護者と関わるとともに、[秘密保持の保証]によって保護者が保育者に対して話しやすさを感じていることが浮かび上がった。

- ・やっぱり地域の力も家族関係も弱いじゃないですか…おばさんに聞いてもらったり、近所のちょっと心安い人に聞いてもらったり。そういう役割を保育園はしているんだと思います。
- ・信頼してもらえることですかね。やっぱり支援するにあたって話しやすかったり、安心して頼りにしてもらえるような存在になることが大事なのかなと思いますけど。
- ・…「私はほかにも誰にも言わないし」って言ったら、結構しゃべりやすかったところはあったのかもしれない。

保育者は日々の会話や相談の際には、[支援としてどこまで踏み込むかの見極め]をしつつ、[関心の提示の努力]によって、保育者が保護者や子どもに対して気にかけている、真剣に親子のことを考えているというメッセージを送っていた。

- ・閉ざされたら終わりなんです。なので、先生のこの課題もそうですけれど、どこまで足を踏み入れながら引くかみたいなものもあるし。
- ・たぶん1歳児で入ってきたときから「気にしていますよ」というサインは所々で出していたからかもしれない。

(7) 最善の対応の模索

保育者は、常に親子にとって何がベストなのかを考えるという[最善の対応の模索]の姿勢で生活困難家庭の支援を行っていた。

- ・どんなことになっても最善の行動をみんなで取るということですかね。
- ・親子の幸せを願って最善を尽くすというのに変わりはないから、「このケースだから、ここ、ちょっと注意しよう」とかじゃなくて、どんなケースでも……。あと、長い目で見ていこうというのも根本的にも持っていますよね。

実際に支援が開始されれば、[できること・できないことの見極め]や[先を見通した関わりの考慮]を意識しつつ、必要に応じて保護者と外部の社会資源との仲介を行うとともに、特に子どもの生命にかかわると予想される場合には<最悪の事態を想定した関わり>や<早期の介入>を意識して支援を行っていた。

- ・このケースは、園ではどうしようもない。話は聞くし、お父さんの支援はできても、お金の支援はできないというところで、このオール大阪⁽²⁴⁾につないだんです。
- ・特に病気に関わる場所ですので、やはり命に関わる部分というのは早期に介入しておかないと後悔になってしまいますので、そういったところで……。

また、保育者は[複眼的思考の徹底]の姿勢で収集された情報の理解や支援における判断を行おうとする。つまり、保育者個人で支援に関する判断を行わず、複数の意見をもとにした判断を意識していた。

- ・私が気を付けているのは、自分の価値観で判断しないということです。…自分で「どうしよう」と思うことも…副園長に相談したり…園長に相談したり、ほかの先生たちの経験からというのでいろいろ相談もできるので…自分の考えで判断しないというのを心掛けています。
- ・自分一人の考えっていうのはおかしいので、やっぱり複数の意見とかを聞いて、できるだけ最善のことを考えてやっていくのが一番いいのかなとは思いますがね。

(8) 潜在的課題への意識

園や保育者は、支援の前後から当該親子のわずかな異変を見逃さない[親子の変化・サインへの意識]をもって、日々、親子を観察し関わっていた。

- ・青あざとともに、青あざが出る前から、お母さんが子どもたちに対する言動が激しいということがまず注意で見守りが入っていて。
- ・…いろいろな方が今この家の状況を知ってくれているというのは、子どもの何かのサインをすぐに見つけてくれたりもするので、自分がたまたまだ居ないときに子ども出したサインを…。

また、保育者は目の前の親子の様子や子育てに関する悩みにとどまらず、親子の生活や子育て以外の問題にも着目しようとする[生活基盤への着目]の姿勢で親子に関わっていた。

- ・…子育てって、生活と全部連動していますよね。やり繰りもそう、掃除もそう、家事もそう。連動しているから…。
- ・…保護者の「人として」というところにもメスを入れていかないと、子育てだけをフォーカスするのではなく、むしろそこは後から付いてくることで、自分以外の人間と家庭経営をしていかななくてはいけないというところをしっかりと、もっと柔らかい言葉で伝えていく任務も福祉施設にはあるのかなと思うので。

4. 考察と今後の課題

(1) 生活困難家庭への支援における保育者の姿勢

生活困難家庭への支援における保育者の姿勢は、8つの大項目に分類されたが以下のようにまとめられる。

【人権の尊重】および【保護者に対する敬意】は、特に、人間の尊厳、すなわち、すべての人々を

その違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重する姿勢である。NAEYC 倫理綱領の価値のひとつである「一人ひとりの個人（子ども、家族成員、同僚）の尊厳、価値、独自性を尊重する」等に基づく、支援の最も基礎となる姿勢であろう。親子を人間として敬い、親子の利益を最優先に考えながら親と関わることで、これまで以上に保育者や園に対して心を開き、信頼するようになる。

これらを基盤にして、【受容・共感的態度】、【保護者の力に対する信頼】、【自己決定の尊重】、【つながり維持のための努力】は、子どものよりよい育ちと生活困難の解決に向けて、保護者との深い信頼関係を築くための姿勢といえる。【受容・共感的態度】の姿勢で保護者に接することは、保護者の様々な思いや気持ちを含めて、保護者のありのままの姿や状況を理解することにつながる。【保護者の力に対する信頼】の姿勢によって、保護者の弱いところばかりではなく、ストレングスにも着目して現時点での保護者の力をフィードバックしたり、力を発揮できる環境を整えたりしようとすることで、保護者の保育者への信頼感が深まる。【自己決定の尊重】の姿勢は、保育者が保護者の主体性や自己決定の権利を尊重し、自己決定できることを信じるとともに、そのプロセスを支え、保護者自身がどのように子育てや生活をしたいのかを見出すことを支えることにつながる。そして【つながり維持のための努力】の姿勢によって、保護者は悩みを相談しやすい雰囲気を感じ取り話すことが触発されると同時に、園や保育者は親子との接点を確保できる。

【最善の対応の模索】と【潜在的課題への意識】は、親子の抱える生活困難の解決に直接的に関係する姿勢である。【最善の対応の模索】の姿勢は、親子の利益にとって何が一番よいのかを考え、それに基づいて、計画的な支援や園でできることとできないことを判断することにつながる。さらに、支援のプロセスにおいて保育者個人の判断ではなく、職員集団の複数の判断にもつながる。そして、【潜在的課題への模索】の姿勢によって、親子のわずかな変化やサインをキャッチすることが可能となる。このことは、親子の状況理解に非常に重要であり、支援におけるアセスメントやモニタリングにもつながる。

(2) 生活困難家庭への支援における保育者の独自の姿勢

子育て支援における保育者の姿勢およびバイステックの7原則と、本研究の分析結果の大項目と中項目を比較すると表2のように一部重複しないものがあつたが、重複する姿勢が多かつた。つまり、生活困難家庭への支援においても通常の子育て支援における姿勢を基盤としており、今回抽出されたこれらの姿勢は、特に生活困難家庭の支援において意識されるものであるといえる。

重複しなかつた項目（表2の太線で囲まれている箇所）としては、【つながり維持のための努力】の中項目の[関心の提示の努力]と[支援としてどこまで踏み込むかの見極め]があつた。[関心の提示の努力]は、日々の関わりの中でも<気遣いのサイン>の姿勢で親子と関わる中で相談しやすい雰囲気をつくっていると考えられる。さらに、保護者が支援の必要性を感じていない時、あるいは支援に対して拒否的な時に、保育者は[支援としてどこまで踏み込むかの見極め]によって無理に介入するのではなく、しかし、<関わりをあきらめない>姿勢をもちつつ、保育者は<気遣いのサイン>によって保護者や子どもに対して気遣いを示しながら見守る姿勢で保護者に関わると思われる。

また、【潜在的課題への意識】は、<親子の変化・サインへの意識>によって親子のわずかな変化や発信されるサインを見落とさず拾い上げることで、新たな介入の必要性を判断したり支援の評価をしたりすることが可能となる。そして、<生活基盤への着目>によって親子の生活や子育てとの連続性にも着目することで、子育て以外の生活困難そのものへの意識が可能となると思われる。

ただ、これらについても、生活困難家庭への支援における保育者の独自の姿勢というよりは、保育

所保育指針解説において「送迎時のコミュニケーションをはじめ、保育所において保護者と関わる日常の様々な場面や機会をとらえながら、継続的に対話を重ね、援助していくことが重要である」、「保育士等は、その生活全体の実態を把握するとともに、家庭や地域社会における生活と保育所での生活の連続性に配慮して保育することが求められる」と示されるように、日々の保育や保護者対応・支援のなかで行われていることを強く意識しているものと考えられる。

表2 本研究の結果と子育て支援の姿勢およびバイステックの7原則との比較

本研究の大項目	本研究の中項目	子育て支援の姿勢	バイステックの7原則
人権の尊重	子どもの最善の利益の尊重	子どもの最善の利益の重視	—
	人権尊重	子どもの最善の利益の重視	—
保護者に対する敬意	人格の尊重	—	個別化
	自尊心の尊重	—	個別化
	保護者とのパートナーシップ	保護者とともに子どもの成長を喜び合う	—
受容・共感的態度	受容・共感	受容と自己決定の尊重	統制された情緒的関与、受容、非審判的態度
	保護者の気持ち・思いの尊重	—	意図的な感情表出
保護者の力に対する信頼	保護者の力への信頼	保護者の養育力向上に資する支援	—
	問題の肯定的な捉え直し	保護者の養育力向上に資する支援	—
	変化の可能性への信念	保護者の養育力向上に資する支援	—
自己決定の尊重	自己決定の尊重	受容と自己決定の尊重	自己決定
つながり維持のための努力	身近な話相手としての役割意識	保護者とともに子どもの成長を喜び合う	—
	秘密保持の保証	プライバシーの保護と秘密保持	秘密保持
	関心の提示の努力	—	—
	支援としてどこまで踏み込むかの見極め	—	—
最善の対応の模索	最善の対応の模索	子どもの最善の利益の重視	—
	できること・できないことの見極め	他の社会資源との連携・協力	—
	先を見通した関わりの考慮	子どもの最善の利益の重視	—
	複眼的思考の徹底	非審判的態度	非審判的態度
潜在的課題への意識	親子の変化・サインへの意識	—	—
	生活基盤への着目	—	—

ソーシャルワーク領域において、岩間が「支援困難事例への対応に特別な方法やマニュアルがあるわけではない。そこで求められるのは、原理・原則に基づきながらクライアントに向き合うための実践力だけである」⁽²⁵⁾と指摘しているが、本研究を通して保育者の子ども家庭支援でも同様であること

が確認された。保育や子育て支援における価値や倫理、原理・原則を常に意識して実践に臨むことが求められる。

(3) 本研究の限界と課題

本研究において、保育所等において生活困難家庭を支援する際の保育者の姿勢を明らかにし、日々の子育て支援における姿勢との共通性や特に意識すべき姿勢等が示唆された。

しかし、本研究の限界として、本研究の研究対象が大阪府内の社会福祉法人立の保育所等のみという非常に限定されたものであったことが挙げられる。また、インタビューでは深刻な生活困難事例を取り上げたため、改善につながった事例のみでなく、卒園後もネグレクト状態が継続している事例や支援途中で子どもが一時保護された事例等もあった。そのため、今後は対象を広げるとともに、支援によって生活困難が改善した事例を収集し、より効果的な家庭支援の方法を検討したい。そして、本研究で抽出された各項目に関連性があるかどうか等を含めて、量的データの収集・分析から実証的に検討することが求められる。

注・引用文献

- (1) 中谷奈津子・鶴宏史・関川芳孝編著『保育所等の子ども家庭支援の実態と展望』中央法規, 2021.
- (2) 中谷奈津子「これからの保育所等における子ども家庭支援に向けて」中谷奈津子・鶴宏史・関川芳孝編著, 同上書, p.258.
- (3) 中谷奈津子「本書の構成」中谷奈津子・鶴宏史・関川芳孝編著, 同上書, p.23.
- (4) 笠原正洋「保育園児の保護者が子育ての悩みを保育士に相談することに何がかわっているのか」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』36, 2004, pp.25-31.
- (5) 谷口泰史『エコロジカル・ソーシャルワークの理論と実践—子ども家庭福祉の臨床から—』ミネルヴァ書房, 2003.
- (6) 笠原正洋「育児相談において保護者がとらえる保育者の対応について」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』31, 1999a, pp.21-27.
- (7) 笠原正洋「保育者による育児相談への保育者の意識」『保育学研究』37(2), 1999b, pp.191-199
- (8) 笠原正洋, 前掲論文, 2004.
- (9) 鶴宏史・中谷奈津子・関川芳孝「保育所を利用する保護者が保育士に悩みを相談する条件—保護者へのインタビューを通して—」『教育学研究論集』12, 2017, pp.31-38.
- (10) 小山隆「福祉専門職に求められる倫理とその明文化」『月刊福祉』86(11), 2003, p.16.
- (11) 同上論文, p.16.
- (12) 佐藤豊道「社会福祉援助技術の基本原理・原則」福祉士養成講座編集委員会編『社会福祉援助技術論Ⅰ』中央法規, 2001, p.181.
- (13) 同上論文, p.181.
- (14) 加登田恵子「ソーシャルワークの原則」黒木保博・山辺朗子・倉石哲也編著『ソーシャルワーク』中央法規, 2002, p.18.
- (15) NAEYC の HP“Code of Ethical Conduct and Statement of Commitment (Revised April 2005, Reaffirmed and Updated May 2011)” (http://www.macte.org/images/Code_of_Ethical_Conduct.pdf#search=Code+of+Ethical+Conduct+and+Statement+of+Commitment+2011 2022年9月1日閲覧). なお、正確には価値ではなく、中核的価値 (Core Values) と表記されている。
- (16) 鶴宏史「保育ソーシャルワークの価値と倫理」倉石哲也・鶴宏史編著『保育ソーシャルワーク』ミネルヴァ書房,

- 2019, p.27.
- (17) 鶴宏史「保育所保育士の抱く専門職としての価値—保育士の自由記述分析を通して—」『日本保育ソーシャルワーク学研究』5, 2019, pp.79-91.
- (18) 柏女霊峰「保育士の責務と倫理」柏女霊峰監修、全国保育士会編『全国保育士会倫理綱領ガイドブック（改訂2版）』全国社会福祉協議会, 2018, pp.12-13.
- (19) 橋本真紀「保育指導の技術」柏女霊峰・橋本真紀『保育者の保護者支援（増補版）』フレーベル館, 2010, pp.156-163.
- (20) 橋本真紀「保育相談支援の基本」柏女霊峰・橋本真紀編著『保育相談支援（第2版）』ミネルヴァ書房, 2016, pp.36-48.
- (21) Biestek, F.P., *The Casework Relationship*, Loyola University Press, 1975. =尾崎新・福田俊子・原田和幸訳『ケースワークの原則（新訳改訂版）』誠信書房, 2006. なお、「バイステックの7原則」を紹介・援用している文献として、例えば①伊藤篤編著『子育て支援』ミネルヴァ書房, 2018, ②高玉和子・和田上貴昭編著『保育相談支援』一藝社, 2012, 等多数ある。
- (22) 関川芳孝「大阪府を調査対象とする理由—『保育園における地域貢献事業』の開発と定着—」中谷奈津子・鶴宏史・関川芳孝編著, 前掲書, 140-144. なお, 「保育園・認定こども園における地域貢献事業（スマイルサポーター事業）」は, 一人ひとりの子どもがすこやかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため, 保育所・認定こども園に「地域貢献支援員（スマイルサポーター）」を配置し, 主として地域の子育て家庭への育児その他生活困難についての相談を行い関係機関と連携し, 課題解決に向けて必要な支援を行うことを目的とした事業である。地域貢献支援員（スマイルサポーター）は, 保育所・認定こども園等に在籍する保育士等で, 実務経験5年以上の者が, 養成講座を修了することにより大阪府知事の認定を受けている。
- (23) 川喜田二郎『KJ 法—混沌をして語らしめる』中央公論社, 1986
- (24) オール大阪とは, 「大阪しあわせネットワーク」を指し, 大阪府内すべての社会福祉法人・社会福祉施設が連携・協働して取り組む「地域貢献事業」のことである。詳細は大阪府社会福祉協議会のHP「大阪しあわせネットワークについて」(<https://www.osaka-shiawase.jp/about/>)を参照のこと。
- (25) 岩間伸之『支援困難事例へのアプローチ』メディカルレビュー社, 2008, 「はしがき」.

参考文献

- (1) 秋山智久『社会福祉実践論—方法原理・専門職・価値観（改訂版）』ミネルヴァ書房, 2005.
- (2) Banks, S., *Ethics And Values in Social Work (Fourth Edition)*, Palgrave Macmillan, 2012. =石倉康次・児島亜紀子・伊藤文人監訳『ソーシャルワークの倫理と価値』法律文化社, 2016.
- (3) Butrym, Z.T., *The Nature of Social Work*, The Macmillan Press, 1976. =川田誉音訳『ソーシャルワークとは何か』川島書店, 1986.
- (4) Feeney, S. & Freeman, N.K., *Ethics and the Early Childhood Educator : Using the NAEYC Code (Third Edition)*, NAEYC, 2018.
- (5) 岩間伸之『支援困難事例と向き合う—18事例から学ぶ援助の視点と方法』中央法規, 2014.
- (6) 衣笠一茂『ソーシャルワークにおける「価値」と「原理」—「実践の科学化」とその論理構造—』ミネルヴァ書房, 2015.
- (7) 中谷奈津子「生活困難家庭の早期発見に関する保育者の敏感さと他機関連携」『子ども家庭福祉学』20, 2022, pp.27-39.
- (8) 中谷奈津子・木曾陽子・吉田直哉・鶴宏史・関川芳孝「子ども家庭支援に関する保育者間の情報共有とその戦略

- 生活困難家庭の早期発見から他機関連携に至るプロセスに着目して—『神戸大学大学院人間発達環境学研究所研究紀要』15(2), 2022, pp.27-38.
- (9) 中谷奈津子・木曾陽子・吉田直哉・鶴宏史・関川芳孝「子ども家庭支援における園内の情報共有—様々な気づきが事務室に集約される園に着目して—」『学校教育センター紀要』7, 2022, pp.35-47.
- (10) 尾崎新『ケースワークの臨床技法—「援助関係」と「逆転移の活用」』誠信書房, 1994.
- (11) 坂本純子・伊藤篤・倉石哲也・鶴宏史・奥山千鶴子・中條美奈子・岡本聡子『地域子育て支援拠点の寄り添い型支援が親の成長を促すプロセス分析と支援者の役割に関する調査研究(平成30年度「厚生労働省 子ども・子育て支援推進調査研究事業)』NPO法人子育てひろば全国連絡協議会, 2019.
- (12) 添田正揮「ソーシャルワークにおける援助関係の形成」一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟編集『ソーシャルワークの理論と方法(社会専門)』中央法規, 2021, pp.92-118.
- (13) 武田建・津田耕一『ソーシャルワークとは何か—バイステックの7原則と社会福祉援助技術』誠信書房, 2016.
- (14) 鶴宏史「アメリカの保育者の倫理綱領および責任声明—全米乳幼児教育協会(NAEYC)の公式声明(2005年改訂版)—」『社会問題研究』57(1), 2007, pp.179-197.
- (15) 鶴宏史「子ども家庭支援における保育士の姿勢」橋本真紀・鶴宏史編著『よくわかる子ども家庭支援論』ミネルヴァ書房, 2021, pp.40-43.

【付記】

本論文は、科学研究費補助金(基盤研究B 研究課題: 保育所等における生活困難家庭に対する組織的支援と実践理論の構築 課題番号: 19H01651 研究代表者: 中谷奈津子)の成果の一部である。